

MyJALCARD 利用規程

「MyJALCARD」をご利用いただく前に、必ず以下の「利用規程」をお読みください。

●第1条（利用者規程）

1. 本規程は、株式会社JALカード（以下「（株）JALカード」という）が運営し、日本航空株式会社（以下「日本航空」という）と共同で提供するサービス「MyJALCARD」（JAL マイレージバンク関連のサービスを含む、以下「本サービス」という）を利用する JAL カード会員（法人カード会員を除く、以下「利用者」という）に対して適用されるものとします。
2. 本サービス画面内に記載された「ご案内」や「注意事項」、およびその他の記載事項は、その名目にかかわらず本規程の一部を構成するものとし、利用者はこれを遵守するものとします。

●第2条（利用設備、環境等）

利用者は、自己の責任において本サービスを利用するためには必要な端末、通信機器、ソフトウェア、電話利用契約、およびインターネット接続契約等を準備するものとします。また、それらの使用にあたって発生する料金等はすべて利用者の負担とします。

●第3条（ワンタイムパスワード）

ワンタイムパスワードとは、本サービスの利用に際して、日本航空所定の方法により生成・送信され、一定時間内に一度だけ利用することができるパスワードのことをいいます。

●第4条（利用方法）

1. 利用者は、JAL マイレージバンクのお得意様番号および JMB パスワードを入力して本サービスにログインすることができます。
2. 本サービスのうち、（株）JAL カードが定める機密情報を閲覧する際やその変更手続き等を行う際には、ワンタイムパスワードを入力して安全性を確保するものとします。

●第5条（利用者の管理責任）

1. 利用者は、お得意様番号・JMB パスワードおよびワンタイムパスワードを第三者に使用されることのないようその管理には充分注意を払うものとします。
2. 利用者は、自己の JMB パスワード、ワンタイムパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、その JMB パスワード、ワンタイムパスワードを用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾するものとします。
3. JMB パスワード、ワンタイムパスワードが第三者に使用されたことによる損害は、利用者の過失の有無にかかわらず、（株）JAL カードは一切責任を負わないものとします。
4. 利用者は、JMB パスワード、ワンタイムパスワードが使用されて（株）JAL カードまたは第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。
5. 利用者は、お得意様番号・JMB パスワードおよびワンタイムパスワードが第三者に無断使用され

ていること、またはその恐れがあることが判明した場合、直ちに（株）JAL カードに届出を行い、（株）JAL カードから指示があった場合はそれに従うものとします。

●第6条（利用者の禁止事項）

利用者は、本規程に定める事項を遵守するほか、以下の行為を行わないものとします。

- （1）利用者として有する権利を第三者に譲渡すること、もしくは行使させること。
- （2）お得意様番号、JMB パスワードおよびワンタイムパスワードを第三者に使用させること。
- （3）本サービスの利用によって取得した情報を商業的に利用すること。
- （4）本サービスに情報登録を行う際、虚偽の内容を送信・登録すること。
- （5）本サービスにより利用しうる情報を改竄すること。
- （6）（株）JAL カード、日本航空、および第三者を誹謗・中傷したり、名誉を傷つけたりすること。
- （7）第三者の財産、プライバシーを侵害すること、もしくは侵害する恐れのあること。
- （8）有害なコンピュータプログラム等を送信すること、または書き込むこと。
- （9）本サービスの運営を妨げること、もしくはその恐れのあること。
- （10）公序良俗に反する内容の情報・文書・図画・図形・音声・動画等を本サービス上で公開すること。
- （11）法令に違反すること、もしくはその恐れのあること。
- （12）その他、（株）JAL カードが不適当と判断すること。

●第7条（知的財産権等）

本サービスの内容、情報など本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて（株）JAL カードその他の権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害する、または侵害する恐れのある行為をしてはならないものとします。

●第8条（本サービスの利用登録抹消）

（株）JAL カードは、利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者の承諾なくしてその利用登録を抹消し、利用資格を無効とすることができます。また、同様にそれ以降の当該利用者の本サービス利用に制限を行うことができるものとします。

- （1）JAL カード会員資格を喪失した場合
- （2）本規程のいずれかに違反した場合
- （3）JAL カード会員としての債務支払または義務の履行を行わなかった場合
- （4）カード不正使用による被害が発生した場合や、利用者が（株）JAL カードに届け出た氏名、住所、支払口座等の変更について、直ちに（株）JAL カード所定の届出用紙により手続きを行わなかった場合等、正確な本サービスの提供が困難と（株）JAL カードが判断した場合
- （5）その他（株）JAL カードが利用者として不適当と判断した場合

●第9条（収集する情報と利用目的）

（株）JAL カードおよび日本航空は、利用者が本サービス内で登録した E メールアドレスを含む登録

情報を以下の目的で利用者に対する情報提供や通知に利用することができます。利用者は、（株）JAL カードおよび日本航空所定の送信停止請求手続きを取ることにより、本サービスの提供に必要な通知を除き、E メールによる情報提供の停止をすることができるものとします。

- （1）利用者への各種サービスやキャンペーンのご案内
- （2）利用者へのアンケートのご依頼
- （3）その他、利用者が本サービスを利用する上で必要な事項のお知らせ
- （4）ワンタイムパスワードの通知

●第10条（個人情報の取扱い）

1. （株）JAL カードおよび日本航空は、利用者が登録した情報、および本サービスの利用情報等を個人情報として厳重に管理し、利用者の同意を得た場合以外は、個人情報を第三者に提供しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する場合は第三者に提供することができます。

- （1）法令に基づく場合
 - （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （3）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - （4）国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
2. （株）JAL カードおよび日本航空は、利用登録時および本サービスの利用に関連して取得した個人情報については、以下のセキュリティポリシー、JAL グループにおける情報セキュリティ・個人情報保護に関する基本方針、JAL カードの個人情報保護方針（プライバシーポリシー）、個人情報の取り扱いに関する重要事項に従って取扱うものとします。
- <http://www.jal.co.jp/footer/securitypolicy.html>
- <http://www.jal.co.jp/jalcard/footer/privacy.html>

●第11条（免責）

- 1. （株）JAL カードは、本サービスの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行わないものとします。
- 2. （株）JAL カードは、本サービスにおいて、妥当と考えられる暗号技術を採用するものの、利用者は、それが完全性、安全性等を保証するものではないことを予め承知するものとします。
- 3. （株）JAL カードは、本サービスの利用に起因して生じた利用者の損害について、一切責任を負わないものとします。

●第12条（本サービスの一時停止・中止）

- 1. （株）JAL カードは、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知または承諾なくして、本サービスを一時停止または中止できるものとします。

- (1) システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合
 - (2) 天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合
 - (3) その他（株）JAL カードが必要と判断した場合
2. （株）JAL カードは、前項 1 の場合に、本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても一切責任を負わないものとします。

●第 13 条（本規程の変更）

- 1. （株）JAL カードは、利用者の承諾を得ることなく、（株）JAL カードが適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規程を変更できるものとします。
- 2. 利用者は、本規程の変更後、最初に本サービスを利用することをもって変更内容に同意したものとします。

●第 14 条（準拠法）

本規程の効力、履行および解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

●第 15 条（合意管轄）

本サービス利用に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

●第 16 条（本規程の優越）

本サービス利用に際し、（株）JAL カードが別に定める会員規約などと本規程の内容が一致しない場合は、本規程が優先されるものとします。

（2024 年 11 月 27 日現在）